

令和3年9月10日

総務文教委員会

阿久根市議会

1 会議名 総務文教委員会

2 日時 令和3年9月10日(金)

午後1時40分開会

午後2時22分閉会

3 場所 第2委員会室

4 出席委員

濱田洋一委員長、竹之内和満副委員長、濱門明典委員、
仮屋園一徳委員、牟田学委員、岩崎健二委員、
濱之上大成委員、野畑直委員

5 事務局職員 次長兼議事係長 上脇重樹

6 説明員

税務課 課長 新町博行君
課税係長 本千晶君
固定資産税係長 湯田矢凡君

7 会議に付した事件

- (1) 議案第39号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 陳情第6号 「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論及び住民への情報提供を求める件について
- (3) コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- (4) 所管事務調査について

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱田洋一委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第39号阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について及び陳情第6号「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論及び住民への情報提供を求める件の2件であります。

また、全国市議会議長会から議長宛てに依頼された、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についても、議会運営委員会において、本委員会で取り扱うこととされましたので、協議をお願いいたします。

本委員会の日程は、配付いたしました日程表のとおりです。

なお、議案は、審査終了後、採決を行います。

その後、陳情の審査を行いますのでよろしくをお願いいたします。

○議案第39号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

それでは、議案第39号を議題とし審査に入ります。

〔税務課入室〕

それでは、課長の説明を求めます。

新町税務課長

議案第39号、阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。今回の条例改正は、地方税法の改正に関連する阿久根市税条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表により御説明させていただきます。

条例議案等参考の1ページをお開きください。

第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の改正は、個人の市民税の均等割の非課税の範囲及び所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、原則として30歳以上70歳未満の国外居住親族が扶養控除の対象外となったことにより、規定の整備を行うものであります。

2ページをお開きください。

附則第6条の改正は、個人の市民税における特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和4年度分から令和9年度分まで延長することとしたものであります。

附則第10条の2の改正は、法律の定める範囲内で地方自治体が特例割合を条例で定めることができる仕組みである地域決定型地方税制特例措置について、浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設に対する課税標準の特例措置を新たに規定に追加したものであります。

最後に、議案書の6ページになりますが、附則では、この条例の施行期日を一部の規定を除き令和4年1月1日からとするほか、必要な経過措置を定めております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、議案第39号について審査を一時中止します。

〔税務課退室〕

それでは、議案第39号について採決に入ります。

念のため申し上げます。

賛否の表明は、討論の中でお願いします。

まず、討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終結します。

それでは、議案第39号、阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は、可決すべきものと決しました。

○陳情第6号 「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論及び住民への情報提供を求める件について

濱田洋一委員長

次に、陳情第6号を議題とし審査に入ります。

それでは、審査の方法について、皆様から御意見をお伺いいたします。

まず、陳情者に参考人として御出席いただく必要があるかについて御意見をお願いいたします。

岩崎健二委員

場合によっては後日お願いすることもあるかもしれませんが、まだ、全く調査も研究も議論もしていない中では、今すぐ参考人来ていただくということは必要ないかなと思います。議論した後、必要であればそのときをお願いすべきだと思います。

濱田洋一委員長

ただいまの岩崎委員からの御意見というのは、本日の段階で出席を求める、求めないというのはどうか。今後、進めていく中で必要であれば出席いただく、そうでなければ必要でないというお考えということによろしいですか。

〔岩崎委員「はい」と呼ぶ〕

濱之上大成委員

異議ありません。しかし、私は陳情が来る前に皆さんに来とっどがな。

濱田洋一委員長

すみません。濱之上委員よろしいですか。今、参考人の出席を求めるか求めないかということですので、そのことについては後もってお伺いします。

濱之上大成委員

先ほど岩崎委員がおっしゃったような、全くそのとおりでありまして、実際、議論すべきものを議論せんことには、どういう状況なのかということもありますので、まだ参考人は呼ばなくてもいいんじゃないかなと思います。

竹之内和満委員

私も一緒です。でも、いずれ一回は、陳情者の意図、どういう考えていこういうことを陳情したかということは聞きたいと思いますが、今の段階では早いのかなと思います。

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情者の出席は、今現在は求めないこととしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、陳情者を参考人として呼ぶこと以外の審査方法について御意見を伺いたします。

牟田学委員

すみません、確認です。審査に入る前に、総務文教委員会の所管事務調査で原発について調査するんですね。所管事務調査の内容はどうだったですかね。

濱田洋一委員長

2年半ほど前、改選されたときに、当委員会での所管事務調査事項としまして、川内原子力発電所の安全性と40年経過後の稼働についてというのが、同じくあります。

ほかの事項はよろしいですか。

〔牟田学委員「原発について」と呼ぶ〕

安全性と40年経過後の稼働についてですので、40年経過した後のいわゆる20年運転延長も含むという捉え方になっていると思います。

〔牟田学委員「分かりました」と呼ぶ〕

〔岩崎健二委員「ほかののは」と呼ぶ〕

それでは、他の調査事項についても御報告いたします。

学校閉校後の学校施設の利活用についてということと、再生可能エネルギーについてということとあります。この三つの項目になっております。

前回の総務文教委員会の中で、この再生可能エネルギーというのを追加で設定させていただいております。

所管事務調査事項については以上であります。

それでは、ほかに皆様方から御意見等ございませんか。

牟田学委員

先ほど委員長からありましたように、当総務文教委員会においても川内原発の安全性、40

年経過後の稼働について今から調査をするわけですが、この陳情を見れば、川内原発20年運転延長に伴う課題、調査・研究、議論などを求める陳情書として来ているわけで、私たちが所管事務調査を今からする中で、内容的には一緒なのかなというふうに思っていますので、ここ辺りを総務文教委員会としてどのようにしていくのかということに思います。

濱之上大成委員

内容が私たちの調査と一緒にだと理解して、私も先ほど来、もらったやつを見てたのですが、所々に間違っただとか正確でない情報を書いているような気がいたします。例えば、10ページと11ページを見ていただければ、いかにも乾式貯蔵をするとかですね、この陳情には、まだ仮定の話までも載せてあるんです。決定もしていない状況の中で私たちはこれからそういったものを探ろうという現状の中で、先ほど来、牟田委員がおっしゃったような中身は何となく一緒なんですけど、ここに20年延長に対しての、まさに、乾式貯蔵施設にしても、まだ決定もしていない状況の中で、今回の一般質問のときに市長が申し上げたような、県の動向を見るべきであろうし、私としては時間がまだあるんじゃないかということで、こういう陳情に対してですね、軽々に採択する、しないというよりは、継続という捉え方で時間を取るべきじゃないかなと個人的には思います。

竹之内和満委員

私は濱之上委員と同じ意見になります。所管調査の中で総務文教委員会で今から調査・研究しようとしていますので、陳情があったからするわけではありませんので、これに対しては継続審査が妥当かなと、軽々に採択・不採択を決めるわけにはいかないのかなというふうに思っております。

牟田学委員

今、竹之内委員も言われたように、同じ調査を所管事務調査でやるわけですから、この陳情に関して、私は不採択というのはないと思っています。

今、二人の委員が言われたように、総務文教委員会もこれから調査しているわけでありまして、まずそっちのほうが大事かなと思っていますので、この陳情に関しては、継続審査をして私たちの調査がどのようになっていくのか、まずそっちを見極めてからやってもいいのかなと思います。

仮屋園一徳委員

私も同意見なんです。内容からしても特別点検の結果というので、特別点検がどういうものか、また、後のほうにも今から調査してほしい、勉強してほしいというようなことで、議論の材料を得ることは可能ですよということですので、議論の材料を得るのも今後のことでありますし、乾式貯蔵施設についてもどのような施設なのかということと、それから、乾式貯蔵施設の議論の材料は、玄海原発や四国電力の伊方原発などから得られることは可能ですというのもありますし、今後についても課題の調査・研究を早急に開始しとありますけれども、今から調査することばかりですので、継続審査が適切じゃないかなと思います。

岩崎健二委員

結論から申しますと、継続審査が妥当と思っております。

今、皆様がおっしゃるとおり、当委員会も原発の40年超の運転については関心を持っておりまして、今から議論をしようという矢先であります。そのような中にこの陳情はいかにも今まで議会が何もしてなかったようなふうにも捉えられるのではないかなと思っております。そこは気をつけていただきたいなあと思いますが、基本的には継続審査する。今、仮屋園委

員からありましたとおり、全国に様々な事象が起こっておりますので、コロナ禍が収束し許せることならそういうところの現地調査もしたり、その近辺の阿久根市と同じような、同等な立場にある、立地市ではなく立地市の隣接市等の調査も含めてやっていければと思っておりますので、そういうのが終わるまでこれはずっと継続審査でしていくのが妥当じゃないかなと思います。

濱田洋一委員長

それでは、各委員からそれぞれ意見をいただきました。
それでは、ここで休憩に入ります。

(休憩 午後2時～午後2時9分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

岩崎健二委員

当委員会では、既に川内原発40年超の所管事務調査をやるということで動いておりますので、その旨は、はっきりと陳情者に伝える必要があらうかと思えます。そこで、本陳情に係ることといたしましては、この調査が終了するまでの継続審査とするのが妥当かなと思えます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

野畑直委員

今の岩崎委員とほぼ同じ考えでありまして、この陳情について継続して審査をしていくということで、私たちの所管事務調査の項目の中に入っておりますので、必要とあらば、この陳情者を参考人として来ていただいて調査していくという形がいいのかなと思えます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

濱田洋一委員長

ただいま、岩崎委員、野畑委員から総務文教委員会の所管事務調査事項にも入っている件であり、また、継続審査ということで調査してまいりたいという旨の御意見がありました。この陳情におきましては、継続審査ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、御異議なしと認めます。そして、先ほどありました継続審査をする中で、参考人の方の出席を求める必要がある場合については、この委員会に出席をいただいて参考人の方々の陳情趣旨等をお聞きするというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情第6号につきましては、継続審査すべきものと決しました。

○コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

濱田洋一委員長

次に、全国市議会議長会から議長宛てに依頼された、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての協議を行います。

意見書の案文は8月27日の全員協議会において配付しておりますが、内容を御確認いただ

くため、暫時休憩します。

(休憩 午後2時12分～午後2時14分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

まず、意見書の内容について、御意見などございましたらお願いします。

御意見ございませんか。

仮屋園一徳委員

昨年のもとの比較ということで、内容については、コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書となっていますけど、去年は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止というのがなかったのではないかと思います。こういった語句がちょっと変わっているだけで中身自体はほとんど変わりませんので、私は採択でいいんじゃないかと思えます。

濱田洋一委員長

それでは、この意見書案のとおり本委員会から議長宛てに提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

濱田洋一委員長

御異議なしと認め、この意見書案を本委員会から議長宛てに提出することに決しました。

○所管事務調査について

濱田洋一委員長

次に、本委員会の所管事務調査を議題とします。

本委員会においては、閉校後の学校施設の利活用について、川内原子力発電所の安全性と40年経過後の稼働について、再生可能エネルギーについての3件が閉会中の継続調査となっております。

これら3件の調査方法については、6月18日に開催した委員会において御意見を伺って取りました。

閉校後の学校施設の利活用については、既に利活用されている自治体及び施設の視察を行うこととしております。

川内原子力発電所の安全性と40年経過後の稼働については、内容や視察先を検討することとしております。

再生可能エネルギーについては、新たに所管事務調査としたところであり、今後、内容を検討していくこととなります。なお、紫尾山系に計画されている風力発電の事業者に対する要望等については、二つの事業を把握する必要があることから、環境影響評価の内容や進捗状況等を見てから取り組むこととしたところでもあります。

これらの調査について、私としましては、現在、本県を含め九州各県に緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置が適用されていることから、これらは今月12日を期限とされており

ましたが、昨日、今月30日までに延長になっておりますので、視察については、もう少し感染症の発生状況を見てから行いたいと考えているところであります。

所管事務調査について、皆様の御意見をお伺いしたいと思います。
御意見ございませんか。

岩崎健二委員

少なくとも、まん延防止等重点措置が解除されない限り、他の市町村に出向くというのはいかななものかと思っておりますので、委員長の御発言どおりでいいかと思っております。

仮屋園一徳委員

今言われたように、日程とか行き先などを今決めても、いつまん延防止等重点措置が解除されるかも不透明ですので決める必要もないと思っております。

濱田洋一委員長

ただいま、委員の皆様方からこの所管事務調査につきましては、コロナ感染状況等を踏まえた中で、今後、決定していくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 午後2時19分～午後2時20分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

以上で本委員会に付託及び協議すべきとされた案件はすべて議了しました。

本日、採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成、委員長報告、並びに、議会だより原稿の作成及び提出並びに議長宛てに提出する陳情第6号の閉会中の継続審査の申出につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

本定例会の委員会の日程は、来週9月13日までとなっておりますが、本日をもって委員会を終了いたしましたので、13日は休会といたします。

以上で、総務文教委員会を散会いたします。

(散会 午後2時22分)

総務文教委員会委員長 濱 田 洋 一